

入札説明書

宮崎県が行う「ひなたのつどい（共生社会コンファレンス）」運営に係る業務委託に係る条件付き一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。この場合において、当該仕様書に疑義がある場合は、下記４に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様書についての不知又は不明を理由に異議を申し立てることはできない。

１ 公告日 令和６年１１月８日(金)

２ 条件付き一般競争入札に付する事項

- (１) 業務件名 ひなたのつどい（共生社会コンファレンス）運営業務
- (２) 契約期間 契約締結日から令和７年２月１０日まで
- (３) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (４) 履行場所 KITEN ビル８階コンベンションホール 大会議室（宮崎市）

３ 入札参加に関する事項

- (１) 本入札に参加する者は、以下に掲げる要件をすべて満たしている者とする。
 - ア 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和４６年公示第９３号）第２条に規定する入札参加資格を有する者であり、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が広告・宣伝であり、委託仕様書を理解し、これを確実に履行することができる者であること。
 - イ 過去５年間に、宮崎県内の地方公共団体の発注により、イベントや講演会等開催についての実績を１件以上有する者であること。
 - ウ 宮崎県内に本社、支社、営業所またはこれらに類する業務拠点を有する者であること。
 - エ 本業務の実施について、宮崎県からの求めに応じて、即時に協議等に対応できる体制を整えていること。
 - オ 地方自治法施行令（平成２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
 - カ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく民事手続開始の申立て又は破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - キ 公告の日から契約締結するまでの間に、宮崎県から受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (２) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（様式第１号）及び添付

書（以下、「申請書類等」という。）を下記により提出しなければならない。なお、入札に参加しようとする者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- ア 提出期限 令和6年11月18日（月）正午まで
- イ 提出場所 宮崎県教育庁生涯学習課 生涯学習推進担当
- ウ 提出方法 持参又は郵送（送付にあたっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。）
- エ その他 申請書等は返却しない。また、提出期限以降の申請書等の修正及び再提出は、認めない。

(3) 入札参加資格確認結果は、令和6年11月21日(木)までに書面にて通知する。

4 当該契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県教育庁生涯学習課 生涯学習推進担当
〒880-8502 宮崎市橘通東1丁目9番10号（県庁3号館2階）
（電話 0985-26-7244）
（F A X 0985-26-7342）
（E-Mail ky-shogaigakushu@pref.miyazaki.lg.jp）

5 入札と開札の場所及び日時

(1) 入札に参加する者は、入札書（様式第2号）を下記により提出しなければならない。

- ア 日時 令和6年11月25日（月）午後4時から
- イ 場所 宮崎市旭町1丁目3番地6 宮崎県庁7号館735号室
- ウ 提出方法 持参又は郵送（送付にあたっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。（令和6年11月21日(木)午後5時必着）。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。
- エ その他 入札書には3（3）に定める入札参加資格確認結果通知書の写しを添付すること。

(2) 代理人が入札を行う場合は、委任状（様式第3号）を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは称号（法人の場合は代理者の職氏名）、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。

(3) 入札書は封筒に入れ密閉し、かつ封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載しなければならない。

(4) 入札者又は代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。

(5) 入札者が連合し、または不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、入札の執行を延期し又は取り消す。

6 再度入札

- (1) 開札をした場合において、落札者がいない場合は再度の入札を行う。
- (2) 入札の回数は、2回を限度とする。
- (3) 再度の入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次に該当すると認められるときは、入札保証金の納付が免除される。

ア 宮崎県を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額の100分の10以上を締結し、その証書を提出する場合)

イ 契約者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次に該当すると認められるときは、契約保証金の納付が免除される。

ア 宮崎県を被保険者とする契約保証保険契約(契約希望金額の100分の10以上を締結し、その証書を提出する場合)

イ 契約を締結しようとする者が契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出し、かつ契約をしないこととなるおそれがないと認められるとき。

8 入札の効力

次の(1)から(7)のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者は又は初度の入札に参加しなかった者は入札に参加することはできない。

- (1) 入札参加資格がない者がした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした二通以上の入札
- (3) 二人以上のものから委託を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為のあった入札

9 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者の

うち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。

10 その他

この競争入札の落札者は、落札決定の日から起算して7日以内に契約を結ばなければならない。